

空調設備遠隔監視及び保守点検業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館の空調設備の遠隔監視並びに保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、共通仕様書）に基づき保守点検を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 対象設備

別紙1「保守作業計画表」に記載のとおり

3 業務内容

一般共通事項は共通仕様書第1編及び第2編第1章によるものとする。

遠隔監視及び保守点検については、共通仕様書第2編第4章第1節4.1.1～4.1.4、第3節4.3.1及び4.3.9による他、別紙1「保守作業計画表」及び別紙2「遠隔監視及び保守点検等対象・回数一覧表」並びに別紙3-1「保守契約実施要領(その1)」別紙3-2「保守契約実施要領(その2)」によるものとする。

4 その他

- (1) 点検作業は安全管理等に充分配慮し、必要に応じて複数名で行うこと。
- (2) 定期的に専門の技術者による機器・装置の保守点検を行うこと。
- (3) 運転状況について電話回線等を通じて常時監視（24時間）し、異常や不具合を発見した場合は、直ちに適切な処置を取ること。
- (4) 点検等作業は、原則として受注者の通常勤務日における就業時間内に実施するものとする。ただし、発注者と十分協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。
- (5) 故障・事故等が発生した場合は、上記にかかわらず、速やかに専門の技術者を派遣し、点検・修理等適切な処置を行うこと。
- (6) 劣化及び不良等を発見した場合、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面等をあわせて速やかに報告すること。
- (7) 全ての専門の技術者に対して、技術研修の充実を図り、作業マニュアル等の周知徹底を行うこと。また、点検作業については常に複数でのチェックを実施するなど、履行の確認を徹底すること。
- (8) 故障、事故など不具合が生じた機器・部品は、次回の点検時より重点点検を行うこと。重点点検の実施及び期間は、発注者と協議の上決定する。点検結果は、毎月の点検報告書に併せて報告すること。
- (9) 事故、故障などについての情報は全社的に関連する保守部門及び品質管理部門等へ速やかにフィードバックし、同様の機器を使用している空調機等への水平展開を図り、再発防止のため必要な処置を講じること。